

議案第 20 号

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い保険料率の算定に用いる合計所得金額の定義を変更し、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の一部改正を踏まえた合計所得金額の変更を行うとともに、第7期羽曳野市高年者いきいき計画(介護保険事業計画)における介護給付等対象サービスの見込量等に基づく保険料率の改定その他所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

## 羽曳野市介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市介護保険条例(平成12年羽曳野市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「36,960円」を「36,948円」に改め、同項第2号中「55,440円」を「51,727円」に改め、同項第3号中「55,440円」を「55,422円」に改め、同項第4号中「66,528円」を「66,506円」に改め、同項第5号中「73,920円」を「73,896円」に改め、同項第6号中「88,704円」を「88,675円」に改め、同号ア中「以下同じ。）」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同項第7号中「96,096円」を「96,064円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に改め、同項第8号中「110,880円」を「110,844円」に改め、同号ア中「1,900,000円」を「2,000,000円」に、「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第9号中「125,664円」を「125,623円」に改め、同号ア中「2,900,000円」を「3,000,000円」に改め、同項第10号中「133,056円」を「133,012円」に改め、同項第11号中「140,448円」を「140,402円」に改め、同項第12号中「147,840円」を「147,792円」に改め、同項第13号中「155,232円」を「155,181円」に改め、同項第14号中「162,624円」を「162,571円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「33,264円」を「33,253円」に改める。

第14条第2項中「普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払いに係る月の前々月の15日」を「納期限」に改める。

附則第7条中「(昭和32年法律第26号)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 5 条の規定は、平成 30 年度以降の年度分の保険料について適用し、平成 29 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

羽曳野市介護保険条例 新旧対照表

新	旧
<p>第3章 保険料 (保険料率)</p>	<p>第3章 保険料 (保険料率)</p>
<p>第5条 <u>平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,948円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,727円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,422円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,506円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73,896円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,675円</u>                      ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)(<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。</u>)が、1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,064円</u>                      ア 合計所得金額が、1,200,000円以上<u>2,000,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>110,844円</u>                      ア 合計所得金額が、<u>2,000,000円</u>以上<u>3,000,000円</u>未満である者であり、かつ、</p>	<p>第5条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,960円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,440円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,440円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>66,528円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>73,920円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>88,704円</u>                      ア 合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいう。以下同じ。)が、1,200,000円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>96,096円</u>                      ア 合計所得金額が、1,200,000円以上<u>1,900,000円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 省略</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>110,880円</u>                      ア 合計所得金額が、<u>1,900,000円</u>以上<u>2,900,000円</u>未満である者であり、かつ、</p>

<p>前各号のいずれにも該当しないもの イ 省略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>125,623 円</u> ア 合計所得金額が、<u>3,000,000 円</u>以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの イ 省略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>133,012 円</u> ア・イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>140,402 円</u> ア・イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>147,792 円</u> ア・イ 省略</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>155,181 円</u> ア・イ 省略</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>162,571 円</u></p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る<u>平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率は、 同号の規定にかかわらず 33,253 円</u>とする。</p> <p>第 6 条～第 13 条 省略 (保険料の減免)</p> <p>第 14 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようと する者は、<u>納期限</u>までに、次に掲げる事項を 記載した申請書に減免を受けようとする理由 を証明する書類を添付して、市長に提出しな ければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第 15 条～第 21 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 6 条 省略</p> <p>第 7 条 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延 滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パ ーセントの割合は、同項の規定にかかわら ず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税 特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示さ</p>	<p>前各号のいずれにも該当しないもの イ 省略</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>125,664 円</u> ア 合計所得金額が、<u>2,900,000 円</u>以上 4,000,000 円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの イ 省略</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>133,056 円</u> ア・イ 省略</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>140,448 円</u> ア・イ 省略</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>147,840 円</u> ア・イ 省略</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>155,232 円</u> ア・イ 省略</p> <p>(14) 前各号のいずれにも該当しない者 <u>162,624 円</u></p> <p>2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての 保険料の減額賦課に係る<u>平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度における保険料率は、 同号の規定にかかわらず 33,264 円</u>とする。</p> <p>第 6 条～第 13 条 省略 (保険料の減免)</p> <p>第 14 条 1 省略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようと する者は、<u>普通徴収の方法により保険料を徴 収されている者については納期限前 7 日まで に、特別徴収の方法により保険料を徴収され ている者については特別徴収対象年金給付の 支払いに係る月の前々月の 15 日</u>までに、次に 掲げる事項を記載した申請書に減免を受けよ うとする理由を証明する書類を添付して、市 長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第 15 条～第 21 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 6 条 省略</p> <p>第 7 条 当分の間、第 12 条第 1 項に規定する延 滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パ ーセントの割合は、同項の規定にかかわら ず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税 特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 93 条第</p>
--	---

れた割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。

以下省略

2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下この条において「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合) とする。

以下省略